

議事要旨(1) 企業会計基準『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)(案)」について

冒頭、逆瀬副委員長(専門委員長)より、企業会計基準『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)(案)」について、本日の審議の後、公表を議決する予定であることが説明された。引き続き、中根研究員より、前回の委員会からの修正点について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

- ・ 会計方針の変更の影響を注記するために、改正前と改正後の基準による2通りの計算を行う必要があるのかという質問があった。
事務局からは、基本的に2通りの計算が必要であるが、重要性基準の考慮も含め、結果として改正前の方法による割引率と改正後の方法による割引率が同一となる場合には、財務諸表への影響がないものとして扱われるため、この場合には2通り計算する必要はない旨が説明された。
- ・ 数理計算上の差異を翌期から費用処理する方法を採用している会社は、会計方針の変更に伴い発生する退職給付債務の差額に関わる費用処理額は当期には発生せず、翌期以降に発生するが、この場合には、開示規則の求めにより、翌期の影響を注記することになるのではないかという質問があった。
事務局からは、当期に費用処理が生じない場合であっても、本会計基準により、会計方針の変更の影響として当年度末の未処理残高を注記することとなるため、翌期の影響は注記不要であるとの説明がなされた。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者 11 名全員の賛成により、本会計基準の公表が承認された。

以 上